

## 公聴会及び第22期第3回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月21日（月） 14時00分から15時42分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階「桜」
- 3 出席委員 前田浩志、澳本健也、浦尻和伸、小笠原利幸、木下清、問可柁善、  
中川幸成、畠中悠、前田嘉広、山崎國光、石田実、蔭山純由、川竹佳子、  
中澤芳江（計14名）
- 欠席委員 益本俊郎
- 署名委員 木下清、山崎國光
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長（総括）  
漁業管理課 池課長
- 事務局 織田事務局長、井上次長、近澤チーフ、渡邊主査

### 4 審議事項

#### 公聴会

- 第1号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について（高岡郡四万十町興津横浪幸次掛  
簗沖）

#### 委員会

- 第1号議案 高知県資源管理方針の変更について
- 第2号議案 令和3管理年度における漁獲可能量の設定について
- 第3号議案 許可漁業に関する制限措置等の一部変更について（小型まき網漁業及び  
火光を利用するすくい網漁業）
- 第4号議案 漁業許可又は起業の認可方針の一部改正及び制限措置等の一部変更につ  
いて（小型まき網漁業及び潜水器漁業）
- 第5号議案 定置漁業の海区漁場計画設定について（高岡郡四万十町興津横浪幸次掛  
簗沖）
- 第6号議案 区画漁業の免許について（幡多郡大月町橘浦高望地先）
- 第7号議案 区画漁業の免許について（幡多郡大月町橘浦椎の浦地先（2））
- 第8号議案 区画漁業の免許について（幡多郡大月町橘浦弦場の鼻地先）
- 第9号議案 野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採  
捕に係る委員会指示について
- 第10号議案 太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について
- 第11号議案 高知海区漁業調整委員会規程の一部改正について

### 5 審議事項

#### （公聴会）

- （織田事務局長） それでは、定刻でございますので、ただ今から、定置漁業の海区漁場  
計画設定についての公聴会を開催いたします。それでは会長、お願いい

たします。

(前田会長) 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、高岡郡四万十町興津沖の定置漁業の海区漁場計画設定に關しまして、漁業法第64条第5項に基づき、公聴会を開催いたします。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から、これまでの経緯と、公述の申し出の状況について報告等をお願いします。

(近澤チーフ) それではまず、今回の公聴会の議題に関するこれまでの経緯について説明させていただきます。

令和3年5月26日に開催しました第2回委員会におきまして、定置漁業の海区漁場計画設定についての公聴会の開催について、ご決定いただきました。

その2日後の令和3年5月28日付けで、この海区漁場計画設定に関する公聴会開催について、日時、場所、議題、公述者の受付時間等の揭示文を、県庁に揭示した他、関係者への揭示依頼又は通知を行いました。

なお、公聴会開催についての文書揭示場所は、高知県漁業協同組合の興津事務所、四万十町役場の揭示場、高知県漁業管理課、そして県庁本庁舎の揭示場でございます。通知先は海区漁場計画設定申請者である、四万十海心株式会社でございます。

次に、公述の申し出の状況ですが、今回は、公述者の申し出はございませんでした。

以上、ご報告いたします。

(前田会長) ありがとうございます。ただ今事務局から報告がありましたが、公述の申し出がないようでございますので、これで本日の公聴会を終了いたします。

(委員会)

(前田会長) 引き続き、海区漁業調整委員会を開催いたします。

(織田事務局長) それでは、ただ今より、第3回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。会議に先立ちまして、人事異動の報告がございます。

令和3年6月16日付けの人事異動によりまして、これまで水産振興部の部長でありました杉村允孝が、農業振興部長に異動となりました。

後任につきましては、これまで水産振興部の総括担当副部长でありました松村晃充が着任しております。

また、松村副部长の後任として、産業振興推進部から、地産地消・外

商課長でありました濱田美和子副部長が着任しております。

それでは、本日の会議ですが、はじめにまず資料の差し替え、訂正、追加等についてご説明させていただきます。まず、差し替えの資料が、本日事前にお配りしておりますが、ひとつめは、一号議案のものでございまして、資源管理方針の別紙として定めたそれぞれの第3の内容について同じところを4ページ分訂正しましたので今回一式差し替えさせていただきますのでお配りした方をご覧くださいませようお願いします。

また、3号議案の6ページに記載ミスがございましたので、差し替えをお配りしております。これもお配りした方をご覧くださいませようお願いします。

また、訂正につきましては資料7の10号議案をご覧ください。資料7の1ページが、10号議案であるところを2号議案となっておりますので、10号に訂正をお願いします。

それと、今回1号議案と4号議案でそれぞれ追加資料をお配りしておりますので、それぞれの議案のときには、ご覧くださいませよう願いたいします。

それでは、委員定数15名の内、出席委員は14名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

なお、今回、正式な開催通知及び議案資料の発送が遅くなりましたこととお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、会長、願いたいします。

(前田会長) それでは引き続きまして、第3回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

(松村部長) みなさん、こんにちわ。水産振興部長の松村でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、第3回の海区漁業調整委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、事務局のほうからご報告はありましたが、前任の杉村に替わりまして、今月16日付けで水産振興部長となりました松村でございます。よろしく申し上げます。

さて、本日は11件の議案のご審議を願うことになっております。

第1号議案と第2号議案では、資源管理方針並びにまさば及びごまさばの漁獲可能量の設定。

第3号議案と第4号議案では、小型まき網漁業、火光を利用するすく

い網漁業、そして潜水器漁業に関する、制限措置等の一部変更などをご審議いただきます。

第5号議案は、先ほどの公聴会の続きということで、定置漁業の海区漁場計画設定についての審議をお願いするものでございます。

第6号議案から第8号議案につきましては、幡多郡大月町における区画漁業の免許について。

第9号議案につきましては、ちゃんばら、ちょうたろうに関する委員会指示についてご審議をいただきます。

第10号議案につきましては、太平洋広域漁業調整委員会の委員を選出をお願いするものです。

最後に、第11号議案は、情報通信機器を使ってリモートで会議を開催可能となるよう委員会規程の一部改正についてご審議をお願いするものです。

多くの議案で恐縮ではございますが、ご審議のうえ、適切なお意見・ご答申をいただきますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

(前田会長)                   ありがとうございます。本日の欠席委員は、益本委員の1名です。  
続きまして、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は、木下委員、山崎委員にお願いします。

(第1号議案)

(前田会長)                   それでは議題に入ります。  
第1号議案、「高知県資源管理方針の変更について」を議題とします。  
事務局からの説明を求めます。

(渡邊主査)                   それでは、第1号議案 高知県資源管理方針の変更についてご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。3高漁管第297号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第14条第9項に基づき、別紙案のとおり高知県資源管理方針を変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定により諮問します。令和3年6月17日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。まず、皆様のお手元にある資料について説明します。先ほど事務局長からも説明があったとおり、本資料については先日皆様にお配りした内容から変更がありましたので、お手数ですが、本支配布した資料と差し替えていただきますようお願いいたします。

では、資料の説明に戻ります。まず1ページが諮問文、2ページから13ページが高知県資源管理方針の案、14ページから17ページが新旧対照表、18ページ、19ページが参考資料となっております。

それでは、資料の18ページをお願いします。まずTAC制度について説明いたします。TAC制度とは、水産資源を持続的に利用し続けられるようにするために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろの8魚種です。今回の議案については、令和3年7月からまさば及びごまさば太平洋系群の管理が漁業法に基づき開始されることとなり、新たな管理方法を定める必要が生じたため、皆様にご審議いただくものです。

続いて、方針変更、決定の流れについて説明いたします。まず、資料の左側の「①基本方針の策定」にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料の右側「②県資源管理方針の策定」になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、更に漁業種類別に配分した県方針について、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで県方針の変更を国に申請し、承認を経て、新たな県方針を公表するというのが一連の流れになります。

まさば及びごまさば太平洋系群については、高知県資源管理方針の別紙1-6として資料13ページのとおり定めます。

それでは、資料の13ページをお願いします。まず、上から順に説明しますと、第1に特定水産資源の種類、「まさば及びごまさば太平洋系群」を記載し、第2に知事管理区分、「高知県まさば及びごまさば漁業」と定めております。続いて、第2の(1)対象となる水域は、(2)の対象とする漁業がまさば及びごまさばの採捕を行う水域、(2)対象とする漁業は、高知県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業で、(3)漁獲可能期間は周年としております。そして(4)では、漁獲量の管理の手法等とし、現行水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとしています。第3漁

獲可能量の知事管理区分への配分の基準では、全量を高知県まさば及びごまさば漁業区分に配分としています。第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項では、本県でまさば及びごまさばを多く漁獲している漁業の種類ごとに漁獲努力量の上限を定めております。なお、本県でのまさば及びごまさばの漁獲量について、19ページに参考資料をつけておりますので、お時間のあるときにご覧下さい。

続いて、資料の14ページから17ページ、資源管理方針の新旧対照表をお願いいたします。まず、14ページでは、まさば及びごまさば太平洋系群を別紙として追加することが記載されております。続いて、次のページをお願いいたします。これ以降のページで記載しておりますのは、これまでに定めていた資源管理方針別紙の「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」で規定していた漁獲努力量の上限を一部変更するというものです。

この漁獲努力量の上限を変更することについて詳しく説明いたしますので、本日皆様に追加で配布した参考資料「高知県資源管理方針の別紙で定めている漁獲努力量の上限の変更について」をお願いいたします。まず、これまでに定めていた漁獲努力量の上限を変更するに至った経過について説明いたします。

本県では、令和2年12月に資源管理方針を策定し、令和3年1月にまあじ、まいわし太平洋系群を、同年3月にはするめいか、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）についての具体的な資源管理方針を別紙として追加しております。

そして、今回、まさば及びごまさば太平洋系群についての具体的な資源管理方針を別紙として追加するにあたり、水産庁と協議をしながら作成を進めていたところ、これまでに定めていた まあじ、まいわし太平洋系群、するめいかの資源管理方針における漁業の種類ごとの漁獲努力量の上限を、一部変更する必要が生じたことから皆様にお諮りするものです。

ここで、漁獲努力量の上限に対する本県のこれまでの考え方を説明いたします。これまで本県では、知事許可漁業については実稼働隻数を、漁業権漁業については漁業権の免許件数を漁獲努力量の上限として設定しておりました。しかし、今回水産庁とやりとりをする中で、知事許可漁業については、「許可又は起業の認可方針」で定めた許可数の上限にするべきではないか、漁業権漁業については、大型定置漁業の漁業権免許件数として本県が定めていた数値に誤りがあったことから、

正しい数値に改めるべきではないか との見解が示されました。

本県としても、水産庁の見解のとおり、知事許可漁業については「許可又は起業の認可方針」で定めた許可数の上限に改め、漁業権漁業については正しい数値に改めるべきだと考えております。具体的にどのように変更したいと考えているかということ、参考資料中の2 漁獲努力量の上限の変更内容（案）に記載しておりますので、説明します。

まず、今回漁獲努力量の上限を変更する必要がある漁業は知事許可漁業の小型まき網漁業、漁業権漁業の大型定置漁業、そして知事許可漁業の小型定置網漁業の3つでございます。

上から順に説明いたしますと、小型まき網漁業については、これまで漁獲努力量の上限が35であったものを26に変更したいと考えております。その理由は、これまで当該漁業の実稼働隻数としていたところ、さらにその集計に誤りがあったことから、これを「許可又は起業の認可方針」で定めた許可数の上限に改めるためです。

続いて、大型定置漁業ですが、こちらについてはこれまで漁獲努力量の上限が33であったものを34に変更したいと考えております。その理由は、大型定置の免許件数が34ヶ統であったところを誤って33ヶ統として設定しており、これを改めるためです。

最後に、小型定置網漁業ですが、こちらについてはこれまで漁獲努力量の上限が20であったものを37に変更したいと考えております。その理由は、これまでは当該漁業の実稼働統数としていたところを、「許可又は起業の認可方針」で定めた許可数の上限に改めるためです。

すみません、今は、本日追加で配布した、高知県資源管理方針の別紙で定めている漁獲努力量の上限の変更についての資料の説明をしております。

以上のとおり、今回の議案については、令和3年7月からまさば及びごまさば太平洋系群の管理が漁業法に基づき開始し、新たな管理方法を定める必要が生じたため、別紙1-6のまさば及びごまさば太平洋系群を追加することをお諮りするものです。また、これまでに定めたたまあじ、まいわし太平洋系群、するめいかの資源管理方針についても、先ほど説明したとおり漁獲努力量の上限を変更する必要が生じたため、このことについて皆様にご審議いただきたいと考えております。漁獲努力量の上限を変更することについては、事務局の確認不足及び漁獲努力量の上限に対する認識が誤っていたために発生したことです。今後はこのようなことがないように、十分な検討を行っていきたいと思います。

なお、変更後の資源管理方針の公表手段は、高知県漁業管理課のホームページへ掲載することとします。なお、現在水産庁と協議が終了していないため、内容の変更を伴わない軽微な文言等の修正等入る可能性があります。その際は事務局に一任していただきますようお願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

- (前田会長) ただ今事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問ありませんか。
- (蔭山委員) この許可の方針の小型まき網はどこに記載がありますか。21期第36回開催の委員会での漁業の許可又は起業の認可方針に関する小型まき網のどこに該当するのか教えてください。
- (織田事務局長) 今手元に許可方針がありませんが、この小型まき網は、宿毛湾の火光利用小型まき網の分です。すくも湾漁協と藻津及び橘浦を含めて許可上限26ということです。
- (蔭山委員) これらの操業区域はどこにありますか。26もありますか。
- (織田事務局長) 取扱い方針の25ページから26ページにかけての分です。操業区域1から5までが火光利用いわしまき網漁業です。操業区域1から3まではすくも湾漁協分、操業区域4が藻津漁協分、操業区域5が橘浦漁協分となっております。
- それぞれに、許可上限がありまして、すくも湾漁協分が22、藻津漁協分が3、橘浦漁協分が1となっております。またそれぞれの漁協で操業区域が、(1)、(2)というように分かれておりますが、これは同一許可の中で操業区域、期間が異なるところ、具体的には周年できるところと8月1日から9月30日までのところがある関係でこうなっております。それで、操業区域の(1)と(2)全体で上限数を2とか9というように設定しております。
- (蔭山委員) 判ったような判らないような、まあわかりました。それで、これは漁業種類は火光利用いわしまき網ですが、サバを巻いたら許可の内容違反になりませんか。混獲の範囲であればかまいませんというのは判るが、堂々とここに記載するのはまずいのではないですか。
- (織田事務局長) これまで資源管理方針で本年1月からマアジ、マイワシなどで定めてきました。マイワシはいいとしまして、マアジについても小型まき網での努力量を定めてきていますが・・・難しい質問ですね。
- (蔭山委員) いわしまき網と書くから具合がわるくなるわけで、火光利用小型まき網にしておいたら問題ないと思うが、しかし地元調整がつかないですか。

(織田事務局長) 許可証では小型まき網漁業許可証となっておりますが、漁業種類としては火光利用いわし小型まき網となっておりますので。

(蔭山委員) 難しいね。どうするのか考えてみてはどうですか。

(織田事務局長) 火光利用小型まき網の漁獲の実態としましては、サバやアジはほとんど無いと考えていますが、混獲が全くないわけではないと思います。今手元に平成27年の小型まき網の魚種別の漁獲量がありますが、サバとアジはほとんど無い状況です。もう少し詳しく説明しますと、平成27年の漁獲実績でアジは10キロ、サバは0キロとなっております。今手元に27年分しかありませんが、火光利用小型まき網では、アジ、サバはほぼ混獲程度と考えていいのではないかと考えています。

(蔭山委員) そのようなことを言っているのではなくて、制度的に安定性がないとまずいのではないですかということ。たとえば、今イワシと書いているが、イワシ、アジ、サバと書けば問題がなくなるでしょうと。中型まき網漁業のように漁業種類をイワシ、アジ、サバ小型まき網というふうにしておけばそういった問題も発生しないのでしたらどうですかということですけど。

(織田事務局長) そのような表記の方法について検討してみたいと思います。

(蔭山委員) はい。

(前田会長) もう一ついいですか。隻数が小型まき網だけ減ってますけど、減らす必要はなかったのではないですか。現状のままではだめだったのですか。

(織田事務局長) さきほどご説明しましたとおり、小型まき網につきましては、実稼働数を集計するときにミスがありまして、まき網と名のつく他の許可漁業の件数が混じって35隻となっていた可能性があるんですが、今となつては35隻の根拠がはっきり特定できません。おそらくこのような集計ミスであろうと思われまふ。また水産庁から、漁業の許可又は起業の認可方針で定めた上限の26に合わせておくのが良いだろうという助言も頂きましたので26隻にするものです。

(前田会長) 現在の実稼働数はいくらですか。

(織田事務局長) 26隻の範囲内で操業が行われているものと思います。

この3月に許可の更新がありまして、26の上限に対しまして17の許可をしておりますので、17隻が実稼働数となります。

(前田会長) わかりました。

(浦尻委員) 小型まき網なんですけど、平成12年に敷網漁業から小型まき網漁業に変更したものです。乗組員は2人から多いところで3人ですが、なぜかという、敷網漁業のように力がいらず、碇を打って小さな船で巻くこと

にができ、年寄り夫婦でも操業できる漁業だからです。後継者不足と高齢化が進み、許可を持っていても腰が痛いから今日は休むといった方が多い状況です。一方で県の支援事業を活用して3名くらいの後継者が独立していますが、今後も統数はまだ減る可能性はあります。時系列的には、上限としての26は間違いないと思います。

(前田会長) わかりました。文言の部分はどうしますか。事務局案として練り直しますか。今のままでいきますか。

(織田事務局長) 文言の修正につきましては、地元での調整も必要ですから、今回はこの案でお願いしたいと思います。

(前田会長) わかりました。他にご意見はありませんか。

(澳本委員) 少し教えてもらいたいのですが、この資源管理方針の4ページのその他資源管理に関する重要事項ところで、漁獲量等の情報の収集をすることとなっておりますが、これはTAC魚種に限られたものなのかどうか、またどのように収集するのかを教えてください。

(織田事務局長) 法律に定められたTAC魚種については確実に収集しなければならないと思います。国はTAC魚種を200種に拡大させる方針であり、今どのような魚種をTAC管理していくかということが検討されているわけですが、TAC魚種に限らず重要資源であれば情報収集していく必要があるだろうと考えております。漁業法改正に伴いまして、少なくとも許可漁業とか漁業権漁業につきましては、漁獲成績報告書の提出とか、漁業権漁業につきましても年に1回は対象魚種の漁獲量を報告することが必要となりましたので、そのような法的根拠により漁獲量を把握していくことが求められている状況にあります。その漁獲量の情報を迅速に収集するために、現在、漁獲量把握システムといえますか正式名称は判りませんが、電子データで収集できるような方法の検討が国と都道府県で進められていると聞いています。

(澳本委員) はい。あとその情報ですけど、高知県の場合は高知県の水域での漁獲量でいいのですか、それとも属人として高知県の漁業者が水揚げしたものを情報として集めるのですか。

(織田事務局長) 属人管理となります。

(浦尻委員) 先ほどの話で、今後200種くらいがTAC管理対象となるそうで、大きい市場ならコンピュータで対応できるが、小さな市場はなかなか難しいところがあって、今後水産庁とも協議しながら、高知県はこういう方法でやります、こういうソフトを導入しますとかしないと、手書きでやっているところはなかなか報告が難しいと思いますがどうですか。やはり今のパソコンにソフトが入って、すぐに送れるような態勢でない

ちゃんとしたデータはとれないのではありませんか。国の補助金と県の補助金を利用して、こういうやり方で行きますよということを早めに言ってくれないと対応しにくいところがありますよ。

(織田事務局長) システムにつきましては、現在、県漁協とすくも湾漁協を対象として検討が進んでいると聞いておりますが、他の合併していない小さな漁協については今後の課題と聞いております。

(西山副部長) 基本的には今副参事が申したとおりですが、県で関係者を招集しましてデータ吸い上げに関する協議会を本年度立ちあげるようにしております。これは国の指導によりまして各県で協議会を立ち上げて、各県のデータをいかに中央に集めていくかという仕組みを検討するとともに、それらの施設整備に対する補助金を受け入れて、各漁協で施設整備を進めていくという意味合いでの協議会として、各都道府県に設置される協議会が中心となり今後の検討、整備が進んでいくものと承知しておりますのでよろしくお願いします。

(前田会長) いいですか。

(浦尻委員) はい。

(前田会長) ほかにございませんか。

(「なし」という者あり。)

(前田会長) ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案、「高知県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

(第2号議案)

(前田会長) 続きまして、第2号議案「令和3管理年度における漁獲可能量の設定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

(渡邊主査) それでは、第2号議案 漁獲可能量の設定についてご説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。3高漁管第296号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法第16条第1項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和3管理年度における数量について定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和3年6月17日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページが諮問文、2ページが告示案、3ページが国からの通知文です。

では、資料3ページをお願いいたします。今回は、国からの通知に基づき、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、漁獲可能量を設定するものです。この「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量を、さきほどの第1号議案で定めた資源管理方針に基づき管理します。

漁獲可能量の「現行水準」という設定については、これまでの県計画において「若干」として定めておりましたが、昨年12月の法改正に伴い「漁獲可能量を定めなければならない」と規定されたことから、近年の漁獲実績割合を目安として国から割り当てられたものです。そのため、まさば及びごまさば太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、農林水産大臣から通知のありましたとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

(前田会長) ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問ございませんか。

(前田会長) 私から一つ質問します。この目安の数量がありますが、過去5年間くらの水揚げ高の平均はありませんか。

(織田事務局長) 県内のサバの漁獲量は、先ほどの議案1の資料の19ページに過去10年間の本県及び全国の漁獲量を載せております。

(石田委員) その資料の高知県の漁獲量の対全国の比率がおかしいのではないかと思うのですがいかがですか。例えば平成21年だと割り算すれば1.3パーセント、平成22年は1.4パーセントくらいになると思いますが。

(織田事務局長) 石田委員のご指摘の通り、全国比が間違っているようです。なぜこのような数値になったのか、今すぐにお答えできませんので、申し訳ございませんが、再度精査のうえ次回の委員会で報告させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(前田会長) 漁獲量は合っているのですか。

(織田事務局長) 漁獲量は正しいものと思いますが、その数値も含めて次回に報告させて頂きたいと思っております。

(前田会長) 2号議案については次回まで持ち越しということですか。

(西山副部長) 2号議案の3ページの表の現行水準の目安が6,008トンとなっております。

ますが、これは水産庁が示してきた数字ですので誤りはないとの認識で現行水準として設定させて頂きたいと考えております。

(澳本委員) 今現行水準ということで、また目安ということで6,008トンということだが、要は全国に対する高知の基本シェアが1.26パーセントとということなら、全国的にマサバ、ゴマサバが豊漁となった場合には、その1.26パーセントにまで（現行水準が）あがると考えてよろしいですか。

(西山副部長) あがるというよりは、もともとシェアがかなり低い県であるということで、あくまで現行水準程度の漁獲量でとどめておけば、特段厳しい管理をする必要は無いというような意味合いでの現行水準で、法改正前と言いますと若干ということばを使っていましたが、これが法的に現行水準という言葉に変わったということです。

(澳本委員) 資料1の19ページを見ると、平成22年から24年くらいまでは、1.5から1.8パーセントくらいになるんですね。で平成21年はちょうど1.26となるが、何回かは上回っているときがあるのですが、水産庁はそのあたりの考慮はせずに、例えば5年間なら5年間でみているのですか。

(西山副部長) 例えば今示されております6,008トンを仮に超えたとしても、すぐに罰則適用とか規制強化の対象になるということではありません。

(澳本委員) わかりました。

(前田会長) 他にございませんか

(「なし」という者あり。)

(前田会長) ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第2号議案、「令和3管理年度における漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

(第3号議案)

(前田会長) 続きまして、第3号議案「許可漁業に関する制限措置等の一部変更について（小型まき網漁業及び火光を利用するすくい網漁業）」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

(井上次長) それでは第3号議案について説明させていただきます。資3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。3高漁管第298号。高知県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる小型まき網漁業及び同項第13号に掲げる火光を利用するすくい網漁業の制限措置等を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和3年6月16日。高知県知事濱田省司。

令和2年12月の改正漁業法の施行に伴い改正した高知県漁業調整規則第11条第1項において、知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないことが規定されました。

そのため、令和2年11月15日に開催されました当委員会において、漁業種類ごとの制限措置等について決定し12月1日に公示しました。

今回、小型まき網漁業については、新たに許可を取得したい要望が1件あったため、また、火光を利用するすくい網漁業については許可の期間満了に伴い、次の許可期間の申請を可能とするために、それぞれの漁業について、すでに告示している制限措置の許可すべき数を許可の上限に変更することについてご審議いただくものです。

なお、許可できる数の上限につきましては令和2年12月23日に開催された当委員会において決定しました、漁業の許可又は起業の認可方針で漁業種類ごとに定められております。

資料5ページの新旧対照表をご覧ください。3小型まき網漁業の火光利用いわしまき網については操業区域2である宿毛湾小筑紫における許可の上限が9、現在の許可数が6に対し、表の右の旧、現在告示している許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が0であるため、表の左の新では許可の上限までの数である3を告示します。

次に6ページ目、11火光を利用するすくい網漁業の火光利用とびうおたも網についてです。こちらは、公示の許可ですので、許可期間が終了する前に、次の許可期間の申請ができるように新たに許可できる漁業者の数を公示する必要があります。操業区域3である清水地区における許可の上限が40、表の右の旧、現在告示している漁業者の数10でしたが、表の左の新では上限である40へ変更します。

なお、ただいま説明しました変更点については2ページ目の告示案のうち、3の(1)の表中「0・0」を「3・3」に、及び3、4ページ目、11の(1)の表中「10・10」を「10・40」に、として告示を行います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(前田会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問ございませんか。

(浦尻委員)

議案資料2ページのうえの文章中で、中型まき網になっていますが、

小型まき網ではありませんか。

(井上次長) これは、中型まき網について定めたものではなくて、中型まき網を含めた県内の漁業全体について定めた932号という告示の内容を、高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置ということで、そのような名前で表されているものです。

(前田会長) よろしいですか。

(浦尻委員) はい。

(前田会長) ほかにございませんか。

(「なし」という者あり。)

(前田会長) ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第3号議案、「許可漁業に関する制限措置等の一部変更について（小型まき網漁業及び火光を利用するすくい網漁業）」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

(第4号議案)

(前田会長) 続きまして、第4号議案「漁業許可又は起業の認可方針の一部改正及び制限措置等の一部変更について（小型まき網漁業及び潜水器漁業）」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

(井上次長) それでは4号議案の説明をいたします。まず資料4の1ページ目をお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。3高漁管第301号。高知県漁業調整規則第4条第1項第5号に掲げる小型まき網漁業及び同項第12号に掲げる潜水器漁業について、漁業の許可又は起業の認可方針を一部変更したいので、貴会の意見を伺います。また、変更後は制限措置等を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和3年6月16日。高知県知事濱田省司。

資料5ページをお願いします。令和2年12月の改正漁業法の施行により、本県の漁業調整規則を改正し、知事許可漁業の仕組みを大きく見直しました。これに伴い、従前は漁業調整上の理由などにより必要に応じて漁業種類ごとに定められていた「漁業許可の取扱方針」を改め、すべての知事許可漁業について、「漁業の許可又は起業の認可方針（許可方針）」を新たに定め、漁業種類ごとの操業区域、漁業時期、許可の条件などのほか、許可数の上限を定めています。この上限につきましては、従前の取扱方針で上限の定めのあるものはその数としましたが、上限の定められていなかった漁業について

は現在の許可数や近年の許可数の動向をもとに新たに上限を定めました。

現在、小型まき網漁業のかんぱち稚魚まき網および潜水器漁業についてはそれぞれ現許可数を上限として定めており、その上限まで許可をしておりますが、今回、それぞれの漁業について新たに許可を取得したいとの要望が1件ずつありました。これについては漁協を通じた要望であることから、地元調整もとれているため、許可方針の上限を変更することで申請を受理したいと考えております。

次に6ページ目、許可方針の新旧対照表をご覧ください。4小型まき網漁業のかんぱち稚魚まき網については、操業区域9である幡多海域における許可の上限が、表の右の旧では2となっておりますが、表の左の新ではこの上限を1増やし、3とします。次に11潜水器漁業の潜水器（とさかのり）については、操業区域2である沖の島地区における許可の上限が、表の右の旧では1となっておりますが、表の左の新ではこの上限を1増やし、2とします。

次に許可方針の上限を変更したことによる制限措置の変更です。こちらについては、本日追加で配布しました、参考資料をご覧ください。上の表、かんぱちまき網については、今回の変更案が承認されましたら、②許可数の上限が3となります。③現在の許可数が2ですので、④今回要望のありました1件について許可をすることは可能ですが、申請を受理するためには制限措置の「許可すべき数」を1として告示する必要があります。⑤6月21日現在の告示数が0ですので、今回、この告示を1に変更します。

潜水器についてもかんぱちまき網と同様に今回の変更案で上限を増やしたため、要望のありました1件について許可をすることは可能ですが、申請を受理するためには許可すべき数として1を告示する必要があります。しかし、6月21日現在の告示数が1ですので、今回、告示を変更する必要はありません。

これについては、下の表で説明いたします。令和2年12月1日、それぞれの漁業について、許可数の上限から12月1日時点での許可数を引いた数である0を制限措置の許可すべき数として告示しました。

潜水器漁業は公示の許可ですので、許可更新の手続きとして、次の許可期間の申請ができるように、許可の上限の数1を許可すべき数1として令和3年3月30日に告示しました。この更新で1件の申請に対し許可したため、実際には許可すべき数は0となりましたが、

告示を変更しなくても手続き上は問題がないため、現在も告示は1のままとなっており、今回許可できる数の上限の変更に伴う告示の変更が必要がありません。

なお、ただいま説明しました変更点については告示案のうち、2ページ目の下、3の(1)の表中「0・0・0」を「0・0・1」に、として告示を行います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(前田会長) ただ今、事務局から説明がありました。ご意見ご質問はございますか。

(石田委員) 告示案では3の(1)の表中とありますが、新旧対照表ではそのようになっていないように見えて少し判りづらいのですが。

(井上次長) 新旧対照表の6ページと7ページは漁業の許可又は起業の認可方針の新旧対照表となっています。こちらでは小型まき網漁業は4になります。8ページ目の制限措置の方の新旧対照表で、こちらが今回告示をするものですが、これでは小型まき網漁業は3になります。

(石田委員) 3の(1)の表中の0(操業区域2全体で0)というのはどこを指すものですか。

(井上次長) この告示案は、前の3号議案と、この4号議案とで全く同じ内容の資料となっております。4号議案に関しましては、2ページから3ページにかけて、少し薄くなっていますが枠がかけてある部分が、4号議案の変更の告示案となります。

(石田委員) 000を001に変えるということですか。

(井上次長) そうです。もともとの制限措置の告示案がありまして、その表のうちのこの数をこの数に変えますというだけの告示内容となりますので判りづらくなっておりませんが、これが今回の制限措置の変更の告示案となっております。

(前田会長) よろしいですか。

(石田委員) まあ、内容に関わることはありませんのでいいです。

(西山副部長) 補足させていただきます。000が001になるところですが、資料の8ページの新旧対照表で言いますと、操業区域7から8は略されておりますが、ここにそれぞれ0が入っております。今回は操業区域7, 8, 9がそれぞれ0, 0, 0から0, 0, 1に変更されるというものです。非常にわかりにくくて申し訳ございません。

(石田委員) 判りました。ありがとうございます。

(前田会長) ほかにございませんか。

(「なし」という者あり。)

(前田会長) 他に、ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第4号議案、「漁業許可又は起業の認可方針の一部改正及び制限措置等の一部変更について(小型まき網漁業及び潜水器漁業)」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

(第5号議案)

(前田会長) 続きまして、第5号議案「定置漁業の海区漁場計画設定について(高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濬沖(こうじがけばえおき))」を議題とします。海区漁場計画の設定については、前回の、第2回の委員会の審議を経て、本日、公聴会を開催したところですが、事務局からの説明を求めます。

(近澤チーフ) 第5号議の定置漁業の海区漁場計画設定について(高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濬沖)は、漁業法第64条第4項に基づき、5月26日に開催いたしました、第2回高知海区漁業調整委員会においてご審議いただいたものでございます。

前回、第2回の委員会の資料2をお願いいたします。最後のページ、8ページをご覧ください。「漁業権免許に関するフロー」の左の列が海区委員会になります。前回の委員会で、左上の「①委員会での審議」まで進めさせていただきました。本日は、先ほどの「公聴会」を経まして、その下の「委員会の答申」の右にあります「海区漁場計画の公示」に向けまして、ご審議をいただくものでございます。

前回の委員会でご説明いたしましたとおりでありますが、その概要を説明させていただきます。今回の海区漁場計画設定は、四万十海心株式会社から、高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濬沖での、定置漁業について、申請がなされたものでございます。事前に調査を行ったところ、漁業調整及び公益上の支障がないと認められたため、漁業法の規定するところにより、新たな海区漁場計画を樹立することによって、漁業生産力の維持を図り、漁場の利用を促進させようとするものでございます。

海区漁場計画につきましては、漁業法第62条第2項に掲げる事項について、定めることとされております。

資料の2ページから3ページの告示案に、これらについて記載しておりますので、ご覧ください。

2ページ目の上から12行目、今回の海区漁場計画の、公示の予定番号は定第1,035号。

(1)のア、漁場の位置は、高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濬沖。

(2)の漁業の種類は、ぶり、あじ、その他定置漁業。漁業の時期は1月1日から12月31日まで。

(3)の漁業権の存続期間は、漁業の免許の日から令和5年8月31日まで。

(4)の条件は、昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること、としております。

次のページの下から4行目、第4の漁業の免許予定日は、令和3年10月1日。

漁業の免許申請期間は令和3年8月13日から同月27日までとしております。

なお、当該海区漁場計画の公示は、令和3年6月29日を予定しております。

また、当海区漁場計画設定に関しまして事前協議いたしました、高知海上保安署、四万十町、県の漁港漁場課、用地対策課、港湾・海岸課からは、いずれも公益上の支障はない旨の回答をいただいております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

(前田会長) 何かご意見や、ご質問は、ありませんか。

(「なし」という者あり。)

(前田会長) ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第5号議案、「定置漁業の海区漁場計画設定について（高岡郡四万十町興津横浪幸次掛濬沖）」は、原案のとおり、海区漁場計画設定することを適当と認めるといふことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようですので、第5号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

(第6号議案から8号議案)

(前田会長) 続きまして、第6号議案から第8号議案、「区画漁業の免許について」3件まとめて議題といたします。事務局からの説明を求めます。

(近澤チーフ) それでは、第6号議案から第8号議案 区画漁業の免許について（幡多郡大月町橘浦高望（こうもう）地先）、（幡多郡大月町橘浦椎の浦（しいのうら）地先）及び（幡多郡大月町橘浦弦場の鼻（つるばのはな）地先）、について、資料及び説明内容の重複を避けるため、3件をまとめてご説明いたします。

資料5をお願いいたします。資料を1枚めくっていただきまして、1

ページの諮問文の朗読から始めさせていただきます。

3 高漁管第289号。高知海区漁業調整委員会様。区画漁業の免許について、令和3年3月30日付け高知県告示第234号に基づき申請がありましたので、漁業法第70条の規定により諮問します。令和3年6月16日。高知県知事濱田省司。

なお、ただ今朗読しました諮問文は第6号議案のもので、他の2件の議案も個別に諮問しておりますが、文書番号が異なる以外、文言は一致しておりますので、資料の添付を省略しております。ここからは、座って説明させていただきます。

第6号議案から第8号議案までは、幡多郡大月町の橘浦地区におけます貝類垂下式養殖の区画漁業につきまして、橘浦漁業協同組合から免許申請がありましたので、免許の適格性についてご審議いただくものです。

2ページ目と3ページ目は、今回の免許に係る告示（案）を載せております。

資料の4ページをお願いします。こちらに「適格性審査資料」を載せてございます。

最初に、一番上の「経過」から、ご説明いたします。

令和3年2月10日、知事から海区漁場計画設定の諮問を受けまして、同年2月17日に開催しました第21期の第38回海区漁業調整委員会での審議、それから同年3月22日開催の公聴会、同日の第39回海区漁業調整委員会での審議を経て、諮問のとおり海区漁場計画を決定することが適当である、と認める答申をいただき、3月30日の高知県公報に海区漁場計画が公示されました。

免許申請期間であります、令和3年5月14日から同年同月28日までに申請があったのは、橘浦漁業協同組合からの1件のみで、他にはありませんでした。

競願がありませんので、優先順位の審査はなく、適格性についての審議のみとなります。

今後のスケジュールとしまして、本日のご審議により、当該申請者が適格性を有する、との答申となりました場合には、7月6日付けで知事が免許し、同日付けの高知県公報で免許の公示を行う予定としております。

それでは、同じページの「表1」をごらんください。これは、漁業法第71条第1項の免許をしない場合に該当するかどうかを整理したものです。

次に表2-1をご覧ください。これは、漁業法第72条第2項において、第1号に該当するか、第2号に該当するかによって適格性の要件が異なりますので、今回の事案がいずれに該当するかを整理したものです。

その次の表2-2をご覧ください。具体的な要件は2つとなっています。

1点目は、漁業協同組合が、この漁業権の関係地区の全部又は一部を、その地区内に含むものであること。

2点目は、沿岸漁業を営む関係地区の漁業協同組合員の世帯数が、沿岸漁業を営む関係地区の全ての漁業者世帯数の3分の2以上であること。

これらの要件を充たす漁業協同組合について免許の適格性を有する、とされています。

橘浦漁業協同組合は関係地区をその地区内に含む漁業協同組合であり、さらに、関係地区に住所を有し、沿岸漁業を営む者の属する世帯数のうち、組合員の世帯の割合については、大月町長の証明により、35世帯中、35世帯と、100パーセントでありますので、先ほどの3分の2以上との要件を充足しています。

従いまして、橘浦漁業協同組合は、免許の適格性の要件を満たしております。

続きまして、右側のページでは、免許申請の手続きについて、総会における議決事項の内容を載せています。

漁業権の免許申請にあたり、水産業協同組合法第50条の規定により、組合の総会での特別決議が必要となります。

「表3」に総会での議決状況を記載していますが、総会への出席率は正組合員の2分の1以上であることが要件であるところを、86.6パーセントで充足しております。この出席率を満たしたうえで、さらに出席した組合員の3分の2以上の賛成が必要ですが、これを100パーセントで充足しております。なお、出席数26名に対し、票数が25票となっているのは、出席者のうち1名が議長となるためです。

6ページ以降は、参考資料になっています。漁業法の抜粋を6ページに、水産業協同組合法の抜粋を7ページに、漁場の位置図を8ページに、漁場図を9ページから11ページに、3月30日の高知県公報に掲載しました海区漁場計画の告示を12ページから13ページに、区画漁業漁場計画書を14ページから16ページに、漁業権免許に関するフローを17ページに載せています。なお、本日のご審議は、17ページの下の方にあり

ます6月21日予定の適格性審査となっております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

(前田会長) 何かご意見や、ご質問は、ありませんか。

(前田会長) いいですか。

(「なし」という者あり。)

(前田会長) ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第6号議案から第8号議案、「区画漁業の免許について」は、原案のとおり免許することが適当、とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようでございますので、第6号議案から第8号議案は、原案のとおり免許することが適当、との意見を知事に答申することとします。

(第9号議案)

(前田会長) 続きまして、第9号議案、「野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る委員会指示について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

(井上次長) それでは、第9号議案の説明をさせていただきます。資料6をお願いします。この委員会指示は、野見湾及び須崎湾の周辺海域における「ちゃんばら」又は「ちょうたろう」の資源管理のため、平成27年9月から発動しており、今回、平成30年9月から3年間として発動した指示の有効期間が今年8月末をもって満了するため、更新しようとするものです。

まず、1ページ目をお願いします。ここには、今回発動しようとする委員会指示の案を載せております。指示の内容は基本的には変わっておりませんが、概要を説明しますと、「2」にありますとおり、野見湾及び須崎湾の周辺海域において「ちゃんばら」又は「ちょうたろう」の採捕を禁止します。ただし、試験研究のために採捕する者と、委員会の承認を受けた者に関しては採捕を認めることとしております。委員会の承認を受けることができる者とは、4ページにございます事務取扱要領の1「承認の対象」に書いてありますとおり、高知県漁協久通支所、大谷漁協、野見漁協、須崎釣漁協、錦浦漁協及び須崎町漁協のいずれかの組合員であって、「ちゃんばら」又は「ちょうたろう」を対象とする漁業を営む者で、所属漁協の組合長が適当と認めた者としております。なお、制限を設ける区域は、12ページに載せていますとおり、これら6漁協がそれぞれ免許を受けている第一種共同漁業権の範囲内としております。

続きまして、現行の指示内容から変更となる点をご説明しますので、3ページをご覧ください。

ここには、新旧対照表を記載しておりまして、左が今回発動しようとする指示の内容、右が現行の委員会指示の内容です。今回発動しようとする委員会指示では、指示番号、指示日、公告日、委員会の会長名、有効期間を変更することとしています。なお、有効期間につきましては、現在の指示同様、3年間とします。

なお、4ページ目から11ページ目にこの委員会指示の採捕の承認に関する事務取扱要領案を示しておりますが、今回、6ページ目以降の申請書等の様式について、いくつか変更点がございます。

1つ目に元号をすべて平成から令和に変更していること、2つ目に行政手続における認め印が全て廃止される見通しになっておりますことから、氏名の記入欄にございました押印欄を削除しております。3つ目に11ページ目の誓約書ですが、令和2年12月の漁業法改正に伴い、知事許可漁業の申請における誓約書では申請者の生年月日の記入欄と誓約する事項に暴力団員等でないことを追加しており、県の規程に基づき、県警に暴力団排除に関する照会を実施しておりますことから、今回、委員会指示の承認申請についても知事許可漁業と同様の措置を取るために様式を変更します。

次に、13ページをお願いします。

まず上の「表1」には平成30年9月1日から令和元年8月31日まで、「表2」には令和元年9月1日から令和2年8月31日までの「ちゃんばら」及び「ちょうたろう」の水揚実績と、この委員会指示に基づく承認の件数を記載しております。

承認件数につきましては、高知県漁協久通支所が0件、大谷漁協が5件、野見漁協が9件、須崎釣漁協が1件、錦浦漁協が10件、須崎町漁協が6件となっております。合計で31件の承認を行ってまいりました。また、水揚実績に関しまして、過去のデータと比較しますと、は、「ちゃんばら」は平年並みであったのに対し、「ちょうたろう」は平成27年から3年間の平均約9,400個と比較するとかなり落ち込んでおり不漁の状態です。また、全体の水揚金額は平成27年から3年間の平均約760万円と比較すると減少傾向となっております。

このように、「ちょうたろう」の資源状況は決して安定的なものではなく、「ちゃんばら」についても同様に安定的ではない可能性がありますので、今後も当海域における「ちゃんばら」「ちょうたろう」の採捕に関する制限を継続することは、資源管理上非常に重要であると考え

ております。

事務局からの説明は以上ですので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

(前田会長) ただ今の説明について、ご意見や、ご質問は、ありませんか。  
(「なし」という者あり。)

(前田会長) ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第9号議案、「野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動する、ということで、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようでございますので、第9号議案は、原案のとおり委員会指示を発動することに決定いたします。

(第10号議案)

(前田会長) 続きまして、第10号議案、「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

(近澤チーフ) それでは、資料7をお手元にご用意いただきまして、1ページ目をお願いいたします。

現在の太平洋広域漁業調整委員会委員について、高知海区からは、前期会長の木下委員になっていただいておりますが、本年9月末でその任期が終了することから、改めて互選により選出をいただくものです。

次に、広域漁業調整委員会がどういったものなのか、水産庁のホームページから抜粋した資料で説明いたします。2ページ目をご覧ください。

一番上の「委員会の設置について」にありますように。広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる資源の管理に係る調整を行うため、漁業法に基づき平成13年に常設機関として設置されております。この委員会は、太平洋広域、瀬戸内海広域、そして日本海・九州西広域の3つの委員会がございます。高知県は、太平洋広域漁業調整委員会に属し、その中でも南部会(みなみぶかい)に属しております。委員会の機能につきましては、複数の都道府県にまたがる水産資源の管理に関することについての協議、調整ということで、具体的には資源回復計画作成に係る審議や、委員会指示の発動などがあります。本県の水産業に関連の深い案件としましては、マサバ、キンメダイなどの資源管理、クロマグロにおける沿岸漁業の承認制の委員会指示といった案件が審議されています。次に、委員の構成でございますが、太平洋広域漁業調整委

員会は、北海道から宮崎県までの各海区漁業調整委員会の代表者18名に、農林水産大臣が選任する沖合漁業の代表者7名と、学識経験者3名を加えた合計28名で構成されます。

それでは、1ページ目に戻ってください。これから選出していただく委員の任期については、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間です。

以上で説明を終わりますので、選出について、よろしく願います。

(前田会長) それでは、選出に移りたいと思います。ご意見はございませんか。  
(山崎委員) 会長がなればいいと思います。

(前田会長) 太平洋広域漁業調整委員会の委員に私をとという意見がございましたが、異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) それでは、私を太平洋広域漁業調整委員会委員に選出することといたします。太平洋広域漁業調整委員会委員選出にあたりまして、本県を代表しまして、できるだけ努力していきたいと思いますので、皆様のご指導をよろしく願います。

(第11号議案)

(前田会長) 続きまして、第11号議案、「高知海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

(井上次長) それでは第11号議案の説明をさせていただきます。資料8の1ページ目をご覧ください。高知海区漁業調整委員会規程の一部改正について、説明いたします。

改正の趣旨ですが、現在、情報通信機器の発展により、会議の開催場所とは別の場所にいる委員がパソコンやタブレット等を活用して開催場所にいる委員と同時に議事の審議に参加し委員会としての意思決定を行うとともに、当該会議を公開することが可能となっており、先程の第10号議案にありました、太平洋広域漁業調整委員会でも新型コロナウイルス感染症への対応策として、すでに委員のリモート参加による委員会を実施しております。

当委員会においてもこうした手段による会議への参加が可能とするために委員会規程の一部を変更するものです。

2ページ目、委員会規程の新旧対照表をご覧ください。会議の招集について規定した第6条に、「委員は会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる」という第2項を追加します。附則として、この規程を本日、令和3年6月21日に施行することとしま

す。

参考として、3ページ目以降に委員会規程の全文を添付しております。

なお、リモート会議の実施については、投票による採決の取扱いなど検討が必要な事項がありますことから、今後必要に応じて会議規則など、当委員会に関する他の規程類についても改正を行うこととします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(前田会長) ただ今の説明について、ご意見ご質問ございませんか。

(「なし」という者あり。)

(前田会長) では、僕の方から。リモートで行う場合は、各指導所等の協力も得られると考えてよろしいですか。

(織田事務局長) 実は今回の委員会の最初のご案内時にはリモート開催ということでお知らせしましたが、まず委員会規程をリモート開催ができるよう改正しておく必要があるのではないかとということで今回はお集まり頂きました。漁業指導所にタブレットを配布して、職員1名がサポートにつくという態勢で臨む予定でございましたのでその辺は大丈夫です。

(前田会長) ほかに何かございませんか。

(「なし」という者あり。)

(前田会長) ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第11号議案、「高知海区漁業調整委員会規程の一部改正について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり。)

(前田会長) ご異議ないようですので、第11号議案は、原案のとおりといたします。

これもちまして、本日の議案審議は終了しました。第3回海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本日は、委員の皆様、どうもありがとうございました。

(閉会)

本書は、第22期第3回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 前田 浩志 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 木下 清 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 山崎 國光 \_\_\_\_\_